商品概要説明書

セカンドライフローン

(2021年4月1日現在)

商品名	セカンドライフローン
ご利用いただける方	 ○組合員もしくは組合員として加入できる方または地区内に在住、在勤の方。 ○お申込時の年齢が満 60 歳以上 70 歳未満の健康で返済資力のある者※。 ○JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他JAが定める条件を満たしている方。 ※健康とは、疾病・事故を問わず医療機関等に入院中および、自宅療養中で単独外出が困難でないものをいう。
資金使途	○見積書・注文書・契約書・領収書等によって資金使途が確認できる健康で文 化的な生活を営むために必要な資金とします(事業性資金・旧債返済資金・ 投資的資金・遊興費は除きます)。
借入金額	○10 万円以上 100 万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。 ※ただし、前年度年収の 50%以内を限度とします。
借入期間	○6か月以上5年以内とします。
借入利率	○固定金利型 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金 利(短期プライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年2.5%の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、JAの融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、 毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に 増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額 の50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。 ○ フランファン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
保証人	○原則保証人は不要となりますが、必要となる場合がございます。
手数料	○ご融資の際や繰上返済、返済条件を変更する場合には、別途JA所定の手数料が必要となる場合がございます。詳しくはお近くのJA窓口へご確認ください。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、JA本支店(所)にお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等

	を受け付けております。
	○紛争解決措置
	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、上記JAバンク相談
	所を通じ弁護士会を利用することができます。詳しくは同相談所(電話番号:
	03-6837-1359) にお尋ねください。
その他	○お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審
	査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合
	もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、JAの融資窓口までお問い
	合わせください。